解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

岐阜県土岐市泉町大富二一四番地の一

財団法人土岐市施設管理公社

清算人　小島　三明

解散公告（第二回）

当土地改良区は、土地改良法第百三十五条第一項第二号の規定により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

岐阜県本巣郡北方町本巣県事務所内　連絡先岐阜市端詰町五五番地オフィスＩ・Ｏ・Ｐ二階

清算法人本巣郡伏越土地改良区

清算人　秋保　賢一

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年二月十二日京都府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

京都府船井郡京丹波町質美大西一四番地ノ一

質美下村生産森林組合

清算人　大西　弘一

解散公告（第二回）

当法人は存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

岡山県英田郡西粟倉村大字影石四二〇―一番地

特例財団法人西粟倉村森の村振興公社

代表清算人　青木　秀樹

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

岡山県玉野市八浜町大崎一二三一番地

財団法人大崎会館

清算人　大塚　秀雄

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

山口県宇部市大字善和二〇三番地九〇

財団法人宇部市施設管理公社

代表清算人　大谷　唯輝

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為に定めた存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

長崎県松浦市志佐町里免三六五番地

財団法人伊万里湾漁業被害救済基金

清算人　友広　郁洋

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

帯広市西五条南七丁目一番地

財団法人帯広市産業開発公社

代表清算人　本迫　哲

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

茨城県結城市大字結城一四一六番地

特例民法法人結城市医師会

清算人　大木　準

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

栃木県宇都宮市下平出町字前表三一九番地一

社団法人栃木県植物防疫協会

清算人　阿久津大次郎

解散公告（第三回）

当認可地縁団体は、平成二十五年二月二十四日開催の臨時総会の決議により平成二十五年四月一日をもって解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

埼玉県狭山市大字堀兼二三七二番地三七

フラワーヒル堀兼地区自治会

清算人　北條　由紀

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

埼玉県さいたま市緑区宮本二丁目一九番地三

財団法人宮本会館

代表清算人　石井　哲夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

埼玉県さいたま市緑区大字中尾一〇五番地六

財団法人不二駒会館

代表清算人　長谷川圭司

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

埼玉県さいたま市南区辻一丁目二四番七号

辻記念会館内　財団法人辻記念会館

代表清算人　中村　一正

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

東京都中央区日本橋大伝馬町一七番四号吉悦ビル内

財団法人ユアサ国際教育学術交流財団

代表清算人　湯淺　暉久

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

東京都江東区南砂二丁目五番一四号

財団法人熔接研究所

清算人　加藤　勉